一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市矢矯字銚子口二八六の一・字毛無西平六四二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、双六原字才ノ谷東分三九一の一、三九一の六、字才ノ谷西分三九二の一から三九二の三まで、字才ノ谷口三九三の一から三九三の五まで、字外輪谷四六一の一、吉岡温泉町字千穂九〇七の一、九〇七の六から九〇七の一二まで、字椋谷奥九二〇

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字銚子口二八六の一・字毛無西平六四二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市矢矯字三谷奥一六三の三、一六三の四、五七二、五七四の二、五七六、字三谷奥ノ二　一七六の一、一七六の二、五八〇、五八二、五八四、字下河原ノ一　四九七の一、四九七の二、五〇九の一から五〇九の三まで、字下前田五一二の一、五一二の三、字生姜谷ノ一　五二五の一、字神田五二九の一、字棒谷ノ一　五四二、五四六、五五〇の一、字上土居東分ノ一　五六五、字初輪谷ノ一　六〇七の一、六〇八、六〇九の一、六一〇の一、六一〇の三から六一〇の五まで、双六原字才ノ谷東分三九一の三、字梅木谷四二三の二、四二三の三、字梅木谷弐　四二七の一、四二七の三、四二九の一、字村土居四三八、四三九、字堂免四七二の一から四七二の三まで、四七二の五、四七三の一、妙徳寺字村土居四四〇の二、字間不谷四八二の五、吉岡温泉町字秋葉山九九二の一、九九二の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、神流町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、神流町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、神流町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、神流町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡片品村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、片品村（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

片品村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、片品村（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡片品村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、片品村（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

片品村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、片品村（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。